

## 広島県告示第 404 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 1 項の規定によって、次のとおり公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

この申請に係る申請書及び関係図書は、広島県土木局港湾振興課、広島県広島港湾振興事務所及び廿日市市役所において、平成 24 年 5 月 7 日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成 24 年 4 月 16 日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

### 2 埋立区域の位置

廿日市市下平良二丁目 1317 番 3 から同 1317 番 14 を経て同市木材港南 1330 番に至る間の地先公有水面

### 3 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (平方メートル)	変 更 後 の 面 積 (平方メートル)
商業施設用地	44,624.77	44,622.23
公園・緑地用地	12,155.74	12,158.28
道路用地	3,429.61	3,429.61

### 4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 20 年 8 月 7 日 広島県告示第 676 号

(平成 20 年 7 月 29 日付け指令港管第 84 号で免許)